

大船渡市奨学金返還支援補助金 Q & A

◆補助金の申請について

Q 1 申請期間は毎年同じですか。

A 1 年度により異なります。申請期間は、大船渡市のホームページや広報でお知らせします。

なお、令和7年度の申請の受付は令和7年5月1日（木）から令和8年2月27日（金）までです。

Q 2 申請日において、奨学金の返還が始まっていなくても申請できますか。

A 2 可能です。

【例：日本学生支援機構から令和7年3月まで奨学金の貸与を受け、同月に大学を卒業、令和7年4月に対象事業所に就職した場合】

日本学生支援機構では、奨学金の貸与を終了した月の翌月から数えて7か月目から返還が始まるため、この場合、令和7年10月から返還が開始することになります。

令和7年度の場合は、5月1日から令和8年2月27日までに申請の上、市から交付の決定を受け、返還が開始する10月から令和8年3月までの6か月間に返還した奨学金の額が補助金の対象となります。

Q 3 岩手県にも奨学金返還助成制度がありますが、県と市、両方の助成を受けることはできますか。

A 3 重複して補助を受けることはできません。

Q 4 一度申請すれば36か月間補助金が交付されますか。

A 4 補助金の申請は、毎年度行う必要があります。

Q 5 補助金を申請し、交付決定を受けていましたが、対象事業所を退職して要件を満たさなくなってしまいました。この場合の取扱いはどうなりますか。

A 5 退職した日までに返還した奨学金を対象に、補助金を交付します。

なお、要件を満たさなくなった時点で、大船渡市奨学金返還支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を商工企業課に提出してください。

また、対象となっていた方が対象の要件を満たさなくなった場合、再度要件を満たすことで申請が可能です。

その場合は、補助対象期間の上限（36か月）から既に補助金の交付を受けた期間

を除いた期間が補助対象期間となります。

◆補助対象者について

Q 1 大船渡市出身でなくても補助金の対象になりますか。

A 1 大船渡市への若者の定着を目的としており、大船渡市出身以外の方も補助対象となります。

Q 2 公務員は補助金の対象になりますか。

A 2 公務員は、雇用保険法の適用を除外されているため、補助対象となりません。

Q 3 自分が事業主の場合は、補助金の対象になりますか。

A 3 就業が条件のため、自営業者を含め事業主の方は、補助対象となりません。

Q 4 市内事業所への配属を希望して就職したが、市外の営業所等での勤務を命じられた場合、補助金の対象となりますか。

A 4 市内に本社または主たる事業所がある事業所に雇用され、市内住所から市外の営業所に通勤する場合は、対象になります。

市内に本社または主たる事業所がある事業所に雇用されていても、市外住所から市外の営業所に通勤する場合は、対象となりません。

また、市外に本社または主たる事業所がある事業所に雇用され、市内住所から市外に通勤する場合も、対象となりません。

◆対象となる奨学金について

Q 1 その他市長が認める奨学金とは、どのようなものが対象になりますか。

A 1 自治体から借りている奨学金などが対象となります。

詳しくは商工企業課までご確認ください。

◆対象事業所について

Q 1 補助対象となる業種はありますか。

A 1 就職先の業種に制限はありません。

風俗営業や暴力団等を除く事業所に就職することが要件となっています。

◆申請する補助金額について

Q 1 複数の奨学金を返還している場合はどうなりますか。

Q 1 対象の奨学金であれば、返還額を合算して補助金の申請ができます。

Q 2 返還した奨学金の額に利息は含まれますか。

A 2 利息も含まれます。

Q 3 奨学金の返還を年賦や半年賦で行っている場合はどうなりますか。

A 3 返還した奨学金の2分の1以内の額で、補助対象期間の月数×1万円が上限となります。

Q 4 繰上返還を行った場合、繰上返還分も補助金の交付が受けられますか。

A 4 繰上返還した分は補助対象となりません。

また、繰上返還により奨学金の返還が終了した場合は、その時点で補助対象期間は終了となります。